

支部ニュース

団東京

2010年6月 No. 439

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- B型肝炎訴訟の現状とこれから……………瀬川宏貴
- 「障害者自立支援法応益負担違憲訴訟」
～たたかいはつづく～自立支援法……………秋野達彦
- 生存権裁判東京高裁判決ーたたかいは最高裁へ……………中川勝之
- 大阪泉南アスベスト国賠訴訟勝訴判決と「5・20東京行動」の報告
～アスベスト被害の根絶と被害者の早期救済に向けて～……………小川杏子
- 若手学習会企画
- サマーセミナーへのお誘い……………横山 聡
- 5月31日 東京支部弾圧勉強会の感想……………西田 穰 / 黒澤いつき / 本田伊孝
- 巣鴨駅前街頭宣伝&労働・生活相談会……………中川勝之
- 新人紹介……………市野綾子
- 幹事会議事録
- 日誌



B型肝炎訴訟の現状とこれから

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

1 B型肝炎訴訟とは

B型肝炎訴訟とは、乳幼児期の集団予防接種における注射器の使い回しによってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者らが国に対し損害賠償を求める国家賠償請求訴訟である。

2010年6月現在、北海道、新潟、東京、静岡、北陸、大阪、広島、山陰、九州の9弁護士、10地裁で452名の原告が提訴している。

2 2006年の最高裁判決

1989年6月30日、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告が、国を被告として札幌地方裁判所に訴訟を提起した。それから17年後の2006年6月16日、最高裁判所は、5人の原告全員についてB型肝炎ウイルスに感染した原因が原告らが乳幼児の時に受けた注射針・筒を連続使用して実施された集団予防接種にあるとして、国の責任を認める判決を出した。この判決は、集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染の因果関係を一般的に肯定したものである。

3 各地での訴訟提起

最高裁判決の後、原告・弁護士、肝炎患者団体等は、国と交渉を行い国にはウイルス性肝炎患者の救済対策を採る責任があると迫ったが、国は原告5人以外のB型肝炎感染者については責任を認めず、救済対策を採らないとの態度を表明した。

このような国の態度を変え、予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者の被害を回復し、ウイルス性肝炎患者すべてが安心して治療が受けられる恒久対策の確立を目的として、2008年、各地で訴訟が提起された。

4 和解勧告

2010年3月12日、北海道訴訟において、札幌地方裁判所は、5月14日の次回期日を目処に和解協議に入れるか否かについて検討するよう正式な和解勧告を出した。この和解勧告は、「救済範囲を広くとらえる方向で判断し、それとの相関で、合理的な救済金額を定めるものとする」との指針を持って臨む」という全面解決に向けて道筋をつけるものであった。

また、2010年3月26日には福岡地方裁判所も和解勧告を出した。

両裁判所の和解勧告を受けて、原告団・弁護士は、国に対し札幌地方裁判所の次回期日を待たず原告と面談して原告の被害に耳を傾け、早急に和解協議に入るよう繰り返し要請したが、国は一切この要請に応じることなく5月14日の札幌地裁の期日を迎えることになった。

同期日での国の対応は、「和解協議には応じる。ただし、国の和解についての具体的な考えは7月上旬にならないと一切答えることができない」というものであった。

2008年に全国で訴訟を提起してから10名の原告が亡くなり、3月の和解勧告

以後もすでに2名の原告が亡くなっている。このような国の対応は解決の引き延ばしを図るものでしかなく、重い病気を抱えて訴訟に参加している原告にとっては不誠実と言わざるを得ないものであった。

5 長妻厚生労働大臣との面会が実現。しかし・・

国の対応について否定的な報道を受けてか、5月14日の期日の後、それまで訴訟進行中の原告に会うことはできないとして面会を拒んできた長妻厚労大臣が原告に面会したいとの連絡が来た。これを受けて5月18日衆参両厚生労働員会の各党理事の仲介の下、原告弁護団と長妻大臣の面会が実現した。原告弁護団は、早期解決のため裁判所での和解協議だけでなく原告と国との直接協議の場を設定するよう求めたが、原告の精一杯の被害の訴えを聞いた後も、長妻大臣の口から出た言葉は、裁判所の仲介の下、関係閣僚と誠実に協議してやっていきたいという官僚答弁のみであった。

6 和解協議に向けて

和解協議はようやくこれから始まるが、国は財源問題を理由に解決に積極的姿勢を見せていない。B型肝炎訴訟ではこれまでさまざまな運動を行い、各地に支援の会ができるなど運動も広がりつつあるが、国の対応を変えるにはさらに世論のうねりを作り出すような運動を作る必要があるように思う。B型肝炎訴訟はこれからの数ヶ月間が天王山である。ぜひ多くの方のご協力とご支援をお願いしたい。

「障害者自立支援法応益負担違憲訴訟」 ～たたかいはつづく～

三多摩法律事務所 秋野達彦

1 「障害者自立支援法応益負担訴訟」とは

障害者自立支援法応益負担違憲訴訟とは、2005年10月31日に成立した障害者自立支援法における応益負担制度（従来は公費によってまかなわれていた義足・車椅子・白杖等の受給や生活介護・就労支援等の利用料について、収入に関係なく、原則としてその1割を障害者自身に負担させる制度）が、憲法の保障する個人の尊厳（13条前段）、法の下での平等（14条1項）、生存権（25条）等に反する違憲無効な制度であることを、訴訟上明らかにするために提訴された訴訟である。

障害者自立支援法の成立からちょうど3年目にあたる2008年10月31日に全国一斉提訴され、2009年4月1日の第2次一斉提訴、同じ年の10月1日の第3次一斉提訴を経て、全国14地裁において、71名の原告が、国と市区町村を被告として争った。

東京地裁では、2009年9月7日に第1回口頭弁論が行われたが、法廷では、傍聴席の聴覚障害者のために手話通訳者が立って手話通訳をすることを裁判長が認めようと

しないなど、司法における障がいの分野への無理解も明らかになった。

2 国側からの異例の協議申入れ

そのような中で、2009年9月16日、マニフェストに障害者自立支援法の廃止を掲げる民主党を中心とした新政権が発足し、その直後には、長妻厚生労働大臣が、障害者自立支援法の廃止を明言した。

これを受けて、訴訟においても、国と市区町村は、「障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担（注：収入に応じて障害者本人の負担を定める制度であり、これによると、低所得の障害者は無償で支援を受けられるようになる）を基本とする総合的な制度をつくる・・・方針を前提として、今後の訴訟遂行のあり方についても検討する必要があることから猶予を頂きたい」と述べ、事前に裁判所に提出していた準備書面（原告らの主張を全面的に争う内容）の陳述を留保した。その後、政府から弁護団に対して「自立支援法訴訟の解決に向けての話し合いの場を設けたい」との公式な申入れがあり、政府との協議も始まった。準備書面の留保にしろ、政府側からの協議の申入れにしろ、長い憲法訴訟の歴史の中でも前代未聞の極めて異例な対応であった。

3 国との基本合意の締結と訴訟の終結

全国71名の原告全員のねがいを実現すべく、訴訟団は、政府との間で厳しい折衝を重ねた。その結果、本年1月7日、訴訟団と国（厚生労働省）との間で基本合意を締結するに至った。

基本合意においては、国に対して、障害者自立支援法の速やかな廃止と障害者の基本的人権の行使を支援することを目的とする新しい障害福祉制度の実施、国が障害者自立支援法訴訟を提起した原告らの思いに共感しこれを真摯に受け止めること、応益負担制度を導入したことにより障害者の尊厳を深く傷つけたことに対する国の心からの反省等を認めさせるなど、画期的な内容を勝ち取ることができた。

そして、障害者自立支援法訴訟については、この基本合意の内容を裁判上の和解において確認することで終結することとなり、本年4月21日の東京地裁での勝利的和解を最後に、全国14地裁での訴訟はすべて終結した。

4 障害者自立支援法改正をめぐる動き

訴訟が終結し、今後は、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議において、真に障がい者の自立を支援する新たな障害福祉制度が創設されるだろうと障害者やその家族、支援団体が大きな期待を寄せていた。そのような中、本年5月末に、民主党は、突如として、自民党と公明党が本年4月に議員立法で提出していた障害者自立支援法改正案に同調する動きをみせ、同改正案とほぼ同内容の改正案を提出するという暴挙に出た。これは、労働者派遣法改正案の成立を是が非でも実現しようとする民主党が、自民党の提案する障害者自立支援法改正案に同調することにより、労働者派遣法改正案の審議における自民党の理解を得ようとしたものである。そして、5月28日には、障害者自立支援法の一部「改正」を含む関係法案が、衆院厚生労働委員長提案とい

う形で、わずかな審議時間で、民主・自民・公明などの多数の賛成（共産・社民は反対）で可決された。同法案の内容についての評価は現時点では必ずしも一致していないが、少なくとも、基本合意を締結したばかりの民主党が、障害者や訴訟団をまったく無視して改正案を可決させようとするものであり、障害者やその関係者にとっては、5年前の障害者自立支援法案強行採決時の悪夢がよみがえったかのようであった。

“私たち抜きに私たちのことを決めないで”は、障害者自立支援法訴訟の原告が、提訴時から一貫して訴えてきた思いである。訴訟は終結したが、真に障害者の自立を支援する制度が実現するまで、われわれのたたかいは続く。

生存権裁判東京高裁判決一 たたかいは最高裁へ

東京法律事務所 中川勝之

< 2週間余りで葬り去られた東京高裁判決一福岡高裁で逆転勝利判決 >

5月27日、生存権裁判の東京高裁判決があり、原告らの請求を棄却した地裁判決を追認し、原告らの控訴を棄却した。東京、広島、福岡、京都の4地裁での敗訴判決に続く高裁での初の敗訴判決であった。しかし、6月14日、福岡高裁は地裁判決を取り消し、被告・北九州市の保護変更決定を取り消す判決を言い渡した。したがって、東京高裁判決は2週間余りで葬り去られたに等しい。

< 貧困克服に異議を唱える東京高裁判決 >

東京高裁判決は、地裁判決のような老齢加算が「オマケ」であるような扱いはしていないが、朝日訴訟最高裁判決の傍論の判断基準を振りかざし、裁量権の範囲の逸脱・濫用はないとし、また、原告らが「健康で文化的な最低限度の生活」を下回る生活を強いられていることを認めなかった。

東京地裁判決は生活保護法56条「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはない。」の規定が、保護基準の改定についても適用されると判断したが、東京高裁判決は適用されないと判断しており、この点は明らかに地裁判決から後退した点である。

また、老齢加算の廃止は「厚生労働大臣にとって我が国の経済力や財政状態がしからしむるやむを得ない選択であったというほかなく、同改定には相応の合理的な理由があるとするのが相当というべきである。」と判断する。しかし、老齢加算の廃止は2200億円削減という骨太方針によるものであることは明らかであり、その財政的な動機については控訴審で特に主張したが、前提を欠く等と一蹴している。

さらに、「生活保護を受けている者の生活が保護を受けていない多数貧困者の生活より

優遇されているのは不当であるとの一部の国民感情」なるものを認定しているが、こうした漏給層をなくすとともに様々な形で貧困克服に行政・市民が努力していることに裁判所が異議を唱えているとしか思えない。

＜「正当な理由」のない不利益変更を認めた福岡高裁判決＞

どうしようもない東京高裁判決とは違って、福岡高裁判決は、「専門委員会での議論等廃止に至る経過を詳細に検討した上で、高齢者世帯の最低生活水準が維持されることを求めた中間とりまとめの但書きや、同じく中間とりまとめが求めた激変緩和措置を十分検討することなく行われた本件老齢加算の減額廃止は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものであることを明快に指摘し、老齢加算減額廃止が生活保護法５６条に違反し違法であることを認めた」（声明より）ものである。この理は日本全国に当てはまる。最高裁を含め、全ての裁判所は原告らの請求を認めるべきである。

＜政府は老齢加算制度を復活せよ＞

もとより、原告らの請求を認めただけでは老齢加算制度は復活しない。母子加算制度は復活した。老齢加算制度復活まで裁判とともに運動にも全力を尽くしたい。



大阪泉南アスベスト国賠訴訟勝訴判決と 「５・２０東京行動」の報告 ～アスベスト被害の根絶と被害者の早期 救済に向けて～

三多摩法律事務所 小川 杏子

去る５月１９日、大阪地方裁判所第２２民事部は、全国に先駆けてアスベスト被害に対する国の不作為責任（規制権限不行使）を正面から追及した大阪泉南アスベスト国賠訴訟（２００６年５月２６日提訴。被害者２６名）において、国の責任を認め、国に対して総額４億３５００万円の支払を命ずる原告勝訴の判決を言い渡しました。首都圏建設アスベスト訴訟弁護団の一員として、当該判決の概要とその後の運動、首都圏アスベスト訴訟の現状と泉南判決を踏まえた今後の展望等について報告させていただきます。

1 大阪泉南アスベスト国賠訴訟と判決の概要

泉南地域は大阪の南西部に位置する地域で、戦前から石綿紡織業が盛んであり、最盛期には約2000人が石綿工場で就労していました。工場内は石綿粉じんが蔓延し、紡織作業者はそのような劣悪な環境下でアスベストに曝露したのです。また、石綿粉じんは工場外にも飛散し、工場の近隣に住む住民も曝露しました。そして、彼



らは20～40年という長い潜伏期間を経て石綿肺、肺ガン、中皮腫といった石綿関連疾患を発症し、原因もわからないまま次々と命を落としていったのです。この訴訟は、アスベスト被害の原点である泉南地域の石綿紡織作業者及び石綿工場の近隣住民が原告となり、適切な石綿粉じん曝露防止措置をとらなかった国の責任を明らかにすべく提訴したものです。

判決の詳細な内容は、当該の弁護団からの報告等に委ねますが、概要は、国がアスベストの危険性を1959（昭和34）年には知っていながら、1960（昭和35）年になっても局所排気装置の設置を使用者に義務づけなかったこと、1972（昭和47）年に至っても石綿粉じん濃度の測定結果の報告や改善措置を義務づけなかったことは違法であると認定して、これら国の不作為は違法であるとししました。また、国の責任は、使用者との共同不法行為の関係にあるとして、国の減額主張を明確に退けました。その一方で、判決は、近隣ばく露による被害については不当にもその因果関係を否定し、2名の原告については国の責任を否定しました。

本判決は、4年間に及ぶ審理の結果、これまで一貫してアスベスト被害の責任を否定してきた国の責任を明確に断罪する初めての判断を示したのです。

2 5・20東京行動

5・19の判決を受け、翌日には「控訴断念・早期解決」を求めて1000人を上回る規模の東京行動が行われました。

当日は、あいにく激しい雨の中での行動になりましたが、泉南原告団・弁護団はもちろん、首都圏建設アスベスト訴訟の原告団・弁護団をはじめ各支援団体が、午前10時に厚労省・環境省前に集まりました。辺り一帯に人があふれ、のぼりがはためく中、判決報告、原告の訴え、各支援者からの激励が次々に行われ、最後には雨音を打ち消すようなシュプレヒコールが霞ヶ関に響き渡りました。やり場ない憤り、悲しみ、今後の国の対応への期待、様々な想いがつまった原告らの叫びに、弁護団の一員という立場を忘れて圧倒され、「運動が政治を動かす瞬間」、そんな感覚を覚えるほどでした。

午後は、社会文化会館（三宅坂ホール）に場所を移して「早期全面解決を求める大集会」が行われました。700弱ある席は満杯となり、多くの人が立ったままでの参加となりました。ここでも判決報告がなされた後、原告の決意表明、議員や支援者からの連

帯の挨拶、集会決議提案と採択など経て、最後は「団結ガンバロー」で締めくくりました。大阪と首都圏のアスベスト訴訟のみならず、現在アスベスト被害の掘り起こしを進めている地域、各種じん肺訴訟関係、公害問題の関係者などが一体となったことを確信した集会となりました。

その後も、泉南原告団・弁護団は、厚労省前や議員会館前で連日座り込み行動を行い、控訴阻止行動を続けていました。「いのちを守る」ことを公約に掲げていた鳩山政権のもと、厚生労働省・環境省は、いったんは控訴断念の方向性を表明しました。にもかかわらず、国は、原告らの期待と信頼を大きく裏切り、控訴する旨を明らかにしたのです。

3 首都圏建設アスベスト訴訟の概要と現状

今回の泉南勝訴判決は、私達が弁護団を務める「首都圏建設アスベスト訴訟」の原告らを勇気づけ、励ますものになったことは間違いありません。

首都圏建設アスベスト訴訟は、建設作業に従事して石綿関連疾患を発症した本人・その遺族が、国に対する不作為責任、石綿含有建材メーカー44社に対する共同不法行為責任を追及して提訴したものです（2008年5月16日に東京地方裁判所、同年6月に横浜地方裁判所に提訴（一次訴訟）、本年4月23日に東京・横浜両地方裁判所に提訴（二次訴訟））。原告数は被害者単位で388名（一次・二次合計）にのぼりますが、提訴時点ですでに半数近くの原告が亡くなっており、しかも、一次訴訟提訴後すでに20数名が亡くなっています。

このような他に類を見ない極めて深刻な状況を踏まえて、原告団・弁護団・建設労働組合が団結し、法廷内外でのたたかいを展開しています。法廷闘争においては、弁護団は裁判所に対し、早期審理のために主張と証拠調べを同時並行して行うことを強く求め、裁判所も当該方針を受け入れて審理を進めています。そして、泉南勝訴判決がくだされた今、これをテコとして今後1年を「勝負の1年」と位置づけ、弁護団に求められる全ての活動に全力を投入しています。また、法廷外では、節目節目に集会や議員要請・企業要請行動を行い、原告団・弁護団が一体となって、アスベスト被害の深刻さと早期救済の必要性を訴えています。

4 アスベスト被害の根絶と被害者の早期救済に向けて

「生きているうちに救済を！」はアスベスト被害者すべての共通の願いです。

泉南判決は不当にも控訴されましたが、国が自らの責任を認めて原告ら被害者に謝罪し、正当な賠償金を支払い、アスベスト被害者全員の救済システムを構築するまで、原告団・弁護団は、泉南と首都圏のたたかいを車の両輪として尽力していく決意を新たにしました。



若手学習会企画

新人弁護士ないし若手弁護士を対象として、下記要項にて、学習会（事件検討会）を開催します。

記

日 時 10（平成22）年7月23日（金）午後5:30～午後7:30

場 所 団東京支部

講 師（基調報告） 並木陽介団員（60期一句報法律事務所）

テーマ 「七転び八起きの『実践！労働事件』」

前半部分において、並木陽介団員を講師として、実際に取扱った事件をもとに、相談を受ける際の聴取のポイント、資料収集、手続選択、解決のポイントなどを含め基調報告を行ってまいります。

後半部分においては、事件報告についての質疑、あるいは、実際新人・若手の先生方において担当されている事件に関して、相談したり、議論したりする時間を設けたいと考えています。

これから労働事件を扱われる方、実際に担当している事件で悩みのある方、労働事件に苦手意識を持っている方など、とても参考になる内容になることと思います。

皆さんお誘い合わせの上、奮ってご参加下さい。終了後、懇親会があります。若手団員は無料で招待します。

サマーセミナーへのお誘い

事務局長 横山 聡

昨年は総選挙の関係で実施に至りませんでしたが、今年は改めて開催します。夏にこそ勉強しましょう。「知は力なり」です。今年は、企画2本立てです。

企画①：韓国併合100年を機に 日清日露戦争から東アジアの将来を考える(仮題)

本年は、韓国併合100年、日米安保改定50年と区切りの年ですが、平和の問題を歴史を踏まえて大局的に考えてみたいと思い、このような企画を考えました。日本と韓国、中国などの東アジア諸国地域での平和の構築はどのように考えられてきたのか、現状からどのように地域の平和を組み立ててゆけるかなど、過去の戦争の歴史の中から平和への道を探求したいと思います。

企画②：裁判員裁判、どう取り組む？どう戦う？

裁判員裁判が始まって早1年。制度自体に批判や問題を抱えつつも、すでに判決も重ねられており、弁護士としては取り組まないわけにはゆかない状態です。様々な報道、様々な裁判員の意見、様々な批判が出ていますが、弁護士の弁論についても批判があるよう

です。そこで、今回は裁判員裁判について実際に取り組んだ団員に経験を語ってもらい、その中でどう取り組めばよいか、失敗したところ、成功したと思えるところ、疑問に思うところ、実践してみても問題点など、今後裁判員裁判を受任するに当たっての注意点を学ぶと共に、裁判員裁判を国民のための裁判にしてゆくための制度的改善などまで議論ができればよいと思っています。ただのノウハウものにはしたくないと思います。

日時は、8月27日(金)午後1時ころ～28日(土)午後0時ころまでです。

場所は昨年の雪辱というか、せっかく山梨県支部にご紹介をいただいた甲府は湯村温泉の湯村ホテルで実施します。

夏だ！甲府だ！勉強だ！ ということでご参加をお待ちしています。詳細と参加申し込みは7月号の支部ニュースでお伝えします。

5月31日支部弾圧勉強会の感想

東京支部弾圧勉強会の感想

東京東部法律事務所 西田 穰

5月31日に支部の弾圧勉強会に招かれ、葛飾ビラ配布弾圧事件について「議論」をした。「議論」と強調させてもらったのは、当初、新人弁護士向けの勉強会の「講師」として招かれたのだが、行ってみると、新人よりも熟練弁護士の数の方が圧倒的に多く、むしろ、私が圧倒される議論を強いられた？からである。しかし、その分実体験に基づいた弾圧事件における弁護活動について充実した議論ができたのではないかなと思う。逮捕直後から起訴されるまでの弁護活動は、失望と混乱の連続であり、弁護団の中でもゆっくり振り返る機会は今までなかった。弾圧事件特有の弁護活動の難しさは多くの団員でも経験済みであると思うが、私が弁護士登録後1週間でのこの事件を受任し最高裁まで闘った、という特殊性は、弾圧事件の議論をする上で格好の素材になったのではないかなと思う。

ここ1、2年、弾圧事件の起訴といった事例は聞こえてこないが、いつ弾圧事件が発生しても若手弁護士が対応できるよう、今後も私の拙い経験を報告させていただきたいと思う。



弾圧学習会の感想

都民中央法律事務所 黒澤 いつき

1 はじめに

5月31日、団東京支部で弾圧学習会が開かれた。葛飾ビラ配布弾圧事件の弁護団事務局長をしておられた西田団員が講師となり、同事件を題材に、主に逮捕されてから公判に至る間に何を考え、どう行動し、何を迷ったか、を中心にお話しされた。

2 弾圧素人の驚き

葛飾事件が発生した当時、西田団員は弁護士登録してわずか1週間しか経っていなかった。その西田団員は、荒川さんが勾留された時、まさか勾留延長されるとは思わず、勾留延長決定に本当にショックを受けた、と話された。新米の私が西田団員の立場に立っても、必ずや同じように思ったであろう。検察修習の時に肌で感じた検察の感覚とわずかながらも受任した通常の刑事事件での経験を持ってしては、マンションのドアポストへビラを投函しただけで、勾留ましてや勾留延長までされることになるとは予想できない。一般市民の感覚も同じであろう。ピザのデリバリーのビラは毎日のようにポストに押し込まれているのに、より頻繁に「侵入」している彼らが何故逮捕されないのか？

投函したビラが商業ビラではなく共産党のそれであると発覚した瞬間に、国家権力は爪牙をむき出しにして我々の「普通感覚」を切り裂く。国家権力が、通常人の人権感覚から乖離した「ありえない」運用を実際に成し遂げてしまうという現実にはゾッとした。

また、「搜索差押の場所を弁護団側は予測できたか」「都議会報告は都議団が発行しているのだから都議団の事務所にガサがかけられるとは考えなかったのか」という議論が始まった時、私は一瞬、話についていけなかった。ドアポストへのチラシ配布、という行為には凶器も無ければ被害品も無く、ましてや荒川さんは現行犯に近い形で逮捕されており、自身の行為を（罪が成立するかは別として）認めている。この事件において、一体何を「搜索差押」しようというのだろうか？都議団の事務所に、荒川さんの行為についての何があるというのだろうか？「ビラ配布のルートが分かる名簿が目当て」――荒川さんの身柄拘束を恰好の「きっかけ」にして共産党員の名簿を入手すべく手を尽くす、警察（公安）の弾圧に向けた異常な執念、というお話には怒りを超越した軽蔑に近い思いが渦巻き、哑然するばかりであった。

私は「警察権力と闘え」という家訓の下で育ったが、そんな人はきっと少ないだろうし、警察官の多くも「普通の正義感」を持って警察を志したはずで、一体どのような手厚い反共教育が彼らをゆがめたのか、大成功を収めているその「洗脳」の実態をのぞいてみたいと思った。

3 「黙秘させること」の難しさ

一番の議論的なのは、黙秘させるべきだったか、という西田団員の反省点であった。捕まったのが闘い慣れている人ならともかく、荒川さんのように弾圧とは普段縁が無いごく普通の人である場合、「とにかく黙秘しろ」という説得は、なかなか難しいとのことである。自分が弁護人を直接要請したわけではない場合は、意外にも警戒され、信頼関係の構築に時間がかかると伺い、弾圧事件の違った面の難しさを知った。やはり、世間一般の感覚からすれば、「話せば警察も分かってくれる」「自分は隠すようなことはしていない。堂々と話したい。」と考えるのは当然のことであろう。学習会に参加していた先輩団員はみな口をそろえて「話して利益になることなど何1つ無い」と言い切った。荒川さんの場合には、西田団員自身が闘い慣れていなかった（黙秘しろ、と指示しなかった）からこそ信頼関係を構築できたので、黙秘させなかったことが失敗とは思えないが、まずは「黙秘」が大原則であることは勉強になった。

4 「本当にあった怖い話」

名ばかり民主主義国家で繰り返される弾圧の実態を聞きかじる機会を得、非常に有意義な夜であった。しかし、(全然「上から目線」ではなく) 若手団員の出席率の低さは寂しい。つい先日の団5月集会でも、一番人気間違いなしだから満席になっちゃうかもしれない早い者勝ちだわー、と焦って弾圧・冤罪分科会に申し込んだ私の感覚は見事にズレていたようで、若手が少ない部屋で切ない思いをした。弾圧が現代においても繰り返される事実を発信し、「知る機会」「学ぶ機会」を作ることが大事だと思った。

弾圧学習会に参加しました！

東京法律事務所 本田 伊孝

「おい地獄さ行くんだで！」——極寒の北海で身を粉にする庶民の労働運動への高揚と弾圧を描いた「蟹工船」の作者——小林多喜二は76年前に特高警察によって拷問死した。

70年余経た今日、非正規雇用の増大と貧困層の拡大などの社会経済的背景のもと、80年前に出版された「蟹工船」のブームが再来し、同時期に弾圧事件も相次いだ。

団東京支部では今日でも変わらず起きる弾圧事件にどう対応していけばいいのかをテーマに学習会が開催された。西田稷団員(東京東部)が講師を務め、弁護士登録して1週間後に担当することになった「葛飾マンションビラ配布弾圧事件」(住職の荒川さんが民間の分譲マンションのドアポストに、日本共産党の東京都議団および葛飾区議団が発行するアンケートなどを投函する目的でマンション内に立ち入ったことを「住居侵入」として、住人に逮捕された事件)の弁護団活動が報告された。なお、同期の黒澤いつき新人団員(都民中央)も参加した。

まず、西田団員から弾圧事件が他の(一般的な)刑事事件と比べ、警察の対応が大きく異なることが報告された。警察署に接見に行くと数人の警察官に囲まれながら接見の申し込みをしなければならないことが報告された。この報告から弾圧事件では警察は組織で対応してくることを知った。

次に、組織で対応する警察に対し弁護活動の体制も組織で対応しなくてはならないことが報告された。長年、弾圧事件を担当してきた佐藤誠一団員(東京南部)からの発言も加わり、組織で対応する難しさを二人の議論から学ぶことができた。佐藤団員から「弁護団としては黙秘を促すべきだ。警察は逮捕者から組織の情報を収集しようとしているのだから、組織のことを話すことは捜査に協力することになる」との発言があった。これに対し、西田団員からは「荒川さん自身は、ビラ配りを手伝っていたにすぎなかった。当該本人が組織との関わりが強くない場合まで、黙秘を促してしまうと信頼関係が築けないのではないのか、と今も悩むところである」という発言があった。

先輩団員の議論を聞いて、私なりに一応の構えができた。第1. 黙秘を促す。第2. 本人の立場も十分に尊重する、というものだ。西田、佐藤、両団員ともにこの2つの要請を調和させようと奮起してきたことが伝わった。

変わり果てた多喜二の遺骸に母は取りすがり「ほれ！あんちゃん！みんなのために立たねか！」と嘆いたという。私も自分に対して「みんなのために立たねか！」と奮起していきたい。

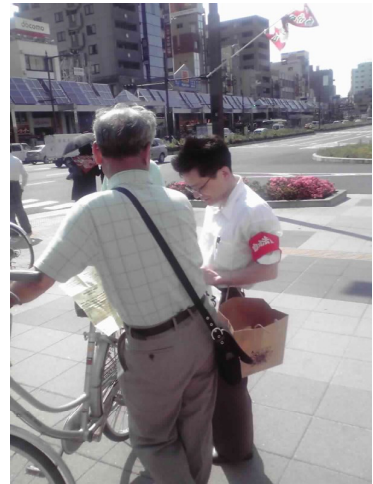
巣鴨駅前街頭宣伝&労働・生活相談会

事務局次長 中川勝之

< 6・4 巣鴨駅前街宣&相談会 >

今回11回目となる街宣&相談会は6月4日、巣鴨駅前で行いました。

開始に先立ち、巣鴨地蔵通り商店街の出入口付近で「安心年金つくりょう東京連絡会」の構成団体として、最低保障年金の確立や社保庁職員の分限免職撤回を求める宣伝を行いました。チラシを配布しながらマイクで演説をしましたが、「政党の宣伝か」「パフォーマンスは嫌い」等様々な反応がありました。しかし、通報があったのか途中から警察が干渉を繰り返して、予定の1時間を宣伝するのに精一杯でした。



そこで、引き続いて労働・生活相談会をその場で行う予定でしたが、巣鴨駅前に移動しました。しかし、そこでも演奏活動をする方々があり、持参した机椅子は離れた場所に置かざるを得ませんでした。チラシ自体は「後期高齢者医療制度即時廃止」と最初に書いて受け取りもまずまずでしたが、元々高齢者に配慮して日中の時間帯（午後2～4時）にしたにもかかわらず逆に日照りでした。以上の条件でしたので、またもや相談件数はゼロでした。

ただ、後期高齢者医療制度廃止の署名が8人分集まり、ました。そのなかには次のような怒りの声が寄せられました。

●70代女性 「私は、後期高齢者医療問題は本当にひどいとおもう。わずかばかりの年金で75才になる夫と暮らしている。これ以上どうすればいいの」
民主党にはだまされた。少しは、医療や年金もよくなると思ったのに、もっと悪くなるみたい。この怒りをだれにもっていけばいいのかしら。それで、また消費税があがり、年金も減っていく。頑張ってなんとかしてください」

●60代男性 「後期高齢者医療は、年寄りを馬鹿にしている。いままで、戦争で苦勞して、戦後の日本を創ってきたんだ。やっと年金がもらえると思ったら、めべりしているだろ。それに追い打ちをかけるように、後期高齢者医療だなんて。年寄りを大切にしない国はダメだよ。・・・」

< 7・16 上野駅前街宣&相談会 >

今回は7月16日（金）午後5時から上野駅前で行います。マルイ前の場所を予定しています。参議院選挙も終わり、どのような政治情勢になっているか定かではありませんが、いろいろな要求を掲げた政治宣伝も行う予定です。夕方の涼しい時間帯ですので是非ご参加下さい。

新人紹介

あかしあ法律事務所 市野 綾子

1 弁護士になって

実務に就いて半年になろうとしています。今思うことは、弁護士になって良かったということです。この半年間に、従来の生活では縁のなかった数々の事柄に直面しました。被疑者・被告人、離婚の当事者、沖縄の基地問題等、これらの人びとや事柄から、多くの社会問題が渦巻いていることを実感しました。そうして今、弁護士としての資格をもつということの社会に対する責任の重さ、また、それゆえにこの資格を生かして様々な社会問題を考えることの重要性を感じています。

2 事件をきっかけに感じたこと

最近、刑事被告事件にかなりの時間と労力を費やしています。なかなか上手くいかないことだらけの中、大変感動したことがありました。思いもよらず、勾留中の被告人から手紙をいただいたのです。その手紙を読んで、私は、この被告人の更生の意思が揺らぎないものであると感じました（文面は大変感動する内容ですが、秘密です）。この被告人は、前科が多数ある等恵まれない生活を送ってきただけに、私はこの手紙に大変感動したのです。

しかしながら、現実には相当厳しく、刑務所出所者の就職には大変な困難が伴うことが予想されます。当然のことですが、被疑者・被告人の更生のためには、住宅や就職口を確保することが不可欠です。それにもかかわらず、これらの者の住宅支援や就職支援といった制度は甚だ不十分であるのが実情です。このような制度を拡充することは、被疑者・被告人の更生すなわち再犯防止につながりますから、社会全体にとっても必要性が高いはずです。

3 活動を通して感じたこと

- (1) 去る4月25日、沖縄県民大会に参加してきました。私はこの大会に参加するまでは、沖縄の人々にとって基地がどんな存在なのかということについて、具体的なイメージをもてていませんでした。

そして今回沖縄に行ってみて、沖縄の人々にとって、基地は恩恵を受ける側面や弊害を被る側面を含め生活の一部であること、その上で、沖縄の人々は、基地はいらないという意思表示をしているのだということがわかりました。今私は、基地はいらないという沖縄の人々の民意の重みをひしひしと感じています。

また、辺野古の沖合に基地を建設することは、ジュゴンをはじめとする沖縄の生態系にも重大な影響を与えます。沖縄の人々の圧倒的な民意に反するとともに、絶滅危惧種のジュゴンの餌場を奪い、沖



縄の美しい自然を破壊してまで基地を建設することについて、粘り強く問題提起をし続けることの重要性を感じています。

- (2) また、去る5月1日は、メーデーに参加してきました。暑い日差しが照りつける中、老若男女の労働者の人々が、「ガンバロー」と声をあげて団結していた光景には圧倒されました。本当に頑張ろうとしている人たちによる「ガンバロー」という宣言です。その後はデモ行進に加わり、ゴールまで無事行進しました。

私は未だ労働事件を扱ったことはありませんが、メーデーで見た光景を思うと、労働問題に関心ではられません。

今後とも日々勉強を積み重ねて参りたい所存ですので、皆さまどうぞよろしくお願い申し上げます。

5月幹事会議事録

1 NPT会議参加者からの報告

参加者がいないので、参加者の川田忠明さんの話を島田先生が報告。

運動の到達点を確認し、。

草の根の反核運動が国政を動かしていると実感した。

NPT議長が日本から持参した署名をわざわざ休日に出勤して受け取ってくれた。

公式な会議の関係では日本からは、副大臣が1人参加したのみ 日本の存在感がなく、孤立していた。

高校生8名が参加したが団員のカンパに官舎の言葉があった

2 メーデー報告

参加者100人くらい。憲法と派遣法のビラ1000枚ずつ配布した。

懇親会にも20人くらい参加して盛況だった。費用の不足もなし。

若手の参加が多かった。あかしあ法律事務所の参加比率が高い。

3 サマーセミナーについて

昨年中止した湯村ホテルで実施。

17000円で。

詳細は支部ニュースに入れる。若手団員の参加費を支部が負担して安くしてはどう

か？との意見もあったが、集団事務所では個人負担ではないので企画の中身で勝負＝配慮しない（島田）

中身は講師（山田教授）との打ち合わせ→これから。

裁判員裁判企画→2弁で行われる企画を参考に、西田先生とも打ち合わせをしてすすめる。

3 弾圧対策会議第1回の報告（横山）

東京都選挙管理委員会と裁判所、警察への申し入れを6月11日午前10時に都庁に集まって行う。

弾圧は、大田区のあたりでやや監視あり。

国会延長なし→選挙予定どおり（7月11日）

6月23日に第2回、7月6日に第3回対策会議開催予定。

のびのび選挙学習会→6月8日午後6時半～@平和と労働センター3F会議室

4 世田谷事件判決報告（佐藤）

堀越事件と対称的な判決。

公務員の政治活動を規制することが民主政治にかなうという理論を強調。

配布行為をする公務員の政治的表現の自由には全く着目せず、政治的勢力の浸透活動という点のみしかとらえていない。政党敵視が明らか。堀越事件の判決に対する挑戦。

堀越事件→最高裁第2小法廷に係属。立川、葛飾の法廷で、裁判官も悪い。

世田谷とともに大法廷で審理するよう求めている。義務的回付ではない。

5 スポーツ大会について

日程10月29日で決定。

弁護士の参加が少ないことをどうするか。

第2 討議事項

1 5月集会についての意見交換

講演等

斉藤光政さんの報告が参考になった。（島田）

青森三沢は航空防衛最前線基地。攻撃機80機をそなえる世界最大の攻撃基地。決して後方支援ではなく、最前線の役割。

F16戦闘機を翌日見学した。現在はF22が最新型。

三沢には、過去に核が配備されていた事実がある。アメリカが嘉手納、横須賀、三沢はアメリカが決して手放さない基地。

三沢には、監視小屋もなければ監視団体もない。町発生の経緯からしても基地とともに融合して発展してきた。三沢基地のまわりはアメリカのよう。でも商店街は郊外の大形店に客をとられてシャッター街となっている。

・憲法分科会

安保の発言が多かった。

坂本修団員が比例定数削減について、単なる悪法ではなく国の政治の仕組みを根本から変えるものだ、もっと立ち上がって反対すべきという発言。

長沢団員 改憲派の改憲推進会議に人が集まっていない→9条運動の効果

仲山団員から 普天間移設のスローガンから、沖縄に基地はいらないというスローガンへの転換

内藤団員から今後の運動のための9つの提言

基地問題を環境の問題とすることについては、それを日本におしつけるアメリカの問題が薄れて平和の問題との理解が弱まるのではないか（横山）

改憲手続法についての話がなかった。

普天間と三沢の違いを感じた。三沢は、何もないところに基地ができて発展した町。四分の一が基地にかかわる仕事をしている。基地反対という発想がない。三沢が安保反対というときに、本当の安保反対が実現するときかもしれないと思った。

普天間を公害・環境問題とすることには一定の意味がある。アメリカにおいても、ネオコン以外の議員は、自国でできない基地を海外にしているという点を改善するという議論にはなりやすい。端緒としやすい。

貧困分科会

各地での相談取り組み。三多摩での告知工夫→支部の相談会の宣伝・告知にも活用、連携していく。

派遣分科会

直接雇用を求める事件を扱っている各地訴訟における取り組み、理論についての報告。若手からの発言が多かった。

弾圧事件分科会

杉山さん、桜井さん、菅谷さんをお呼びしての会合。無罪で終わりではないという桜井さん、杉山さんの発言が印象的で、今後もし取り調べの可視化などに力を尽くしてくれると期待できる。

京都では葛飾事件の影響が顕著で、マンションでのビラ配りについて監視員がいたり、回収したビラの回収費を請求されたり、回収ビラを取りに来るようなといった嫌がらせが多発。萎縮効果も。

討論のあり方について。

現在の分科会は、意見交換会、経験交流会的なものになっているが、意見交換、経験交流としての意味のほう重要。必ずしも討論である必要はないのでは。

2 事務局次長の補充について

話をした事務所の中には本人の了承さえあれば、OKという話はあった。

、委員会などの公職についていない団員や最近諸事情で支部執行部に人を出していない事務所事情伺いをかねて声をかけてみるので、お誘いする。

3 支部ニュース

6月16日発送、6月11日締め切り

7月からは第1週末を締め切りとする

4 労働相談

6月4日 巣鴨 14時～

7月16日（金） 台東区・上野を検討。台東共同に相談してみる。

5 滞納者

請求書を出したので、その結果を見て検討する。

6 その他

- ・東京革新懇 30周年プレ企画「講演と音楽のつどい」 10月19日

→歌いませんか、という案内文があるのか確認し、7月ニュースにご案内として掲載する。

- ・9条の会の6月19日講演会

→平松先生が出られるかどうか検討、無理であれば横山先生

7 派遣法について

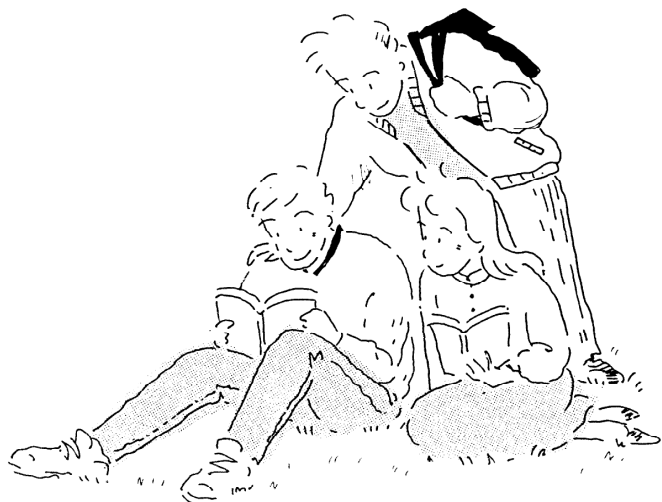
内容、審議対応について、毎日運動をしているが参加者が少ないのでぜひ参加してほしい（横山）。

→抜本改正でなければ本当に廃案でいいのか。

日誌

5月13日－6月15日

- 5月22日 五月集会プレ集会
23日 五月集会 一日目
24日 五月集会 二日目
25日 「国会・比例」議員要請行動
27日 自由法曹団常任幹事会
31日 支部幹事会 支部弾圧学習会
6月 3日 「国会比例」新宿駅頭宣伝
4日 「国会・比例」議員要請行動／自由法曹団国際問題委員会／東京支部巣鴨駅前街宣&相談会
7日 自由法曹団市民問題委員会／自由法曹団将来問題委員会
8日 支部事務局会議
9日 自由法曹団広報委員会
10日 自由法曹団司法問題委員会／自由法曹団国際問題委員／自由法曹団常任幹事会
15日 自由法曹団治安警察問題委員会



先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表 (スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。(通算支払1,000日まで)
- ◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)
- ◎半年払(1月・7月払込)は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	790	4,440	960	5,410
30～34才	980	5,480	1,210	6,800
35～39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40～44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45～49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50～54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55～59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60～63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時(中途加入を含みます)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)

